

平成18年(ワ)第5438号 信用回復措置等請求事件(大阪地裁)

不正競争防止法2条1項14号 営業誹謗行為

(事案の概要)

本件は、被告のした広告が、被告と競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に当たるとして、原告が、不正競争防止法2条1項14号、4条、14条に基づき、損害賠償と信用回復措置を求める訴訟である。

(裁判所の判断)

(1) 虚偽の事実の告知

(ア) 本件広告①は、原告製品のリアリーフは、被告製品のリアリーフの形態に依拠して、これと同一ないし類似の形態とした商品であるという事実を告知するものと認められる。また、「タニグチさんも認めた！○○懸架は小バネの入れ方がそっくりです！」は、原告製品が被告製品と小バネの入れ方がそっくりであることを原告も認めたという事実の告知と読まれるように思われる。(イ) 本件広告②、③は、本件広告①と同様、原告製品のリアリーフは、被告製品のリアリーフの形態に依拠して、これと同一ないし類似の形態とした商品であるという事実を告知するものと認められる。また、「あのタ○グチさんも認めた高性能！」とは、被告製品の性能が優れているから、原告がこれを模倣したとの事実を告知するものということができる。(ウ) 本件広告④も、本件広告①ないし③と同様、原告製品のリアリーフは、被告製品のリアリーフの形態に依拠して、これと同一ないし類似の形態とした商品であるという事実を告知するものと認められる。また、「あのタ○グチさんも認めた高性能！」とは、被告製品の性能が優れているから、原告がこれを模倣したとの事実を告知するものということができる。

(2) 模倣の有無

被告製品及び原告製品の各リアリーフの形態が共通するのは、周知慣用の技術であり、かつ、ありふれた形態である点にすぎず、それ以外の点では異なるから、両者の形態を類似するということはできないし、もとより同一でもない。

したがって、原告製品のリアリーフは、被告製品のリアリーフを模倣したとはいえないものと認められる。

なお、技術に着目しても、原告製品のリアリーフの技術は、被告製品のリアリーフの技術を模倣したとはいえないものと認められる。

(3) 原告製品のリアリーフは、被告製品のリアリーフと形態において同一ないし類似するとはいえないから、被告製品のリアリーフを模倣したものということはできない。そうである以上、原告製品のリアリーフは、被告製品のリアリーフの模倣(真似)であるとする本件広告は、虚偽の事実を告知するものというべきである。

したがって、被告が本件広告を掲載した行為は、不正競争防止法2条1項14号に該当する。

以上